（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）は、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を適用する連結会計年度に係る連結決算日の翌日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十五年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係るものについては、新中間連結財務諸表規則を適用することができる。

2　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表に新中間連結財務諸表規則を適用する場合における当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第四条の二に規定する比較情報をいう。）については、第三条の規定による改正前の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を適用する。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期連結財務諸表規則」という。）は、連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則を適用する連結会計年度に係る連結決算日の翌日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十五年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、新四半期連結財務諸表規則を適用することができる。

2　平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表に新四半期連結財務諸表規則を適用する場合における当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第四条の規定による改正前の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を適用する。

○内閣府令第六十二号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十三条第一項の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十一日　　内閣総理大臣　野田　佳彦

前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

「

基準日未使用残高
うち（法附則第11条第３項の供託対象未使用残高）
又は［法附則第11条第４項の供託対象外未使用残高］

」を

「

基準日未使用残高	（
うち（法附則第11条第４項の供託対象外未使用残高）	（

」

に改め、同様式第2面を次のように改める。

別紙様式第二十七号1．発行等の概要中

「

円
（　　円）
［　　円］

」

を

「

円
（　　円）

」

に改め、同様式第2面を次のように改める。

（第２面）

2．前払式支払手段及びその支払可能金額等の種類別の状況

（単位：円）

前払式支払手段の仕様等	前払式支払手段の名称	支払可能金額	基準期間		未使用残高
			発行額	回収額	
	（紙型）				
	（磁気型）				
	（ＩＣ型）				
	（サーバ型）				